

第3次 行政組織改革

－ 7課1室体制に－

「農林水産課」を設置

平成16年度から進めてきた行政組織改革の第3次となる今回は、急がれる財政健全化対策の着実な推進を図る観点からもより簡素で効率的な行政組織の構築を目指し「農林課」と「水産課」を統合し、「農林水産課」に改めました。

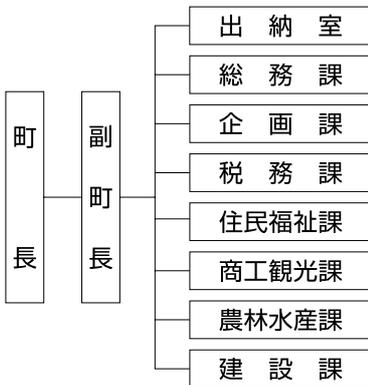
これにより、役場本庁の組織は、8課1室から7課1室となります。

今回の行政組織の見直しや課長の兼職の解消などにあわせ、平成20年10月21日付けで職員の仕事異動が発令されました。

松井町長は、辞令交付式の中で「町が財政非常事態下に置かれている。職員一人ひとりが共通の認識と危機感をしっかり持ち、各管理職のリーダーシップの下で、急がれる重要な一つひとつの課題解決のために、スピード感をもって町民の信頼と期待に応えられるよう仕事に励んでもらいたい。」と職員に訓示しました。

また、松井町長は第3回町議会定例会の一般質問の答弁の中で、副町長の選任について、「財政再建を最大の課題として行政を進めている中で、町職員の厳しい人件費の抑制に努めている深刻な状況を考える時、副町長の選任は当面の間、見送らざるを得ないと決断した。」と答弁しました。

【役場本庁の行政機構】



岬の湯じゃこたん入館料などが変わります

冬期の運営経費の縮減と増収のための対策の一環として、入館料の改定及び休館日の増設、露天風呂の冬期休止などの対策を緊急的措置として講じます。

入館料等

区 分		4～10月	11月～3月
一回券	大人	700円	600円
	小人	300円	250円
回数券 (12枚)	大人	6,000円	4,000円
	小人	3,000円	1,500円
開館時間		10:00～21:00(受付～20:30)	11:00～21:00(受付～20:30)
休館日		毎週水曜日	毎週水・木曜日(祝祭日を除く)
備考		露天風呂は、12月から2月まで休止(12月31日～1月4日は営業)	

美国漁港海岸環境整備 平成24年度完成目指し工事進む



平成21年度以降は、駐車場や広場、トイレ棟などの工事が順次行われ、平成24年度での完成をめざしています。

また、この事業に隣接して、道の美国川河川改修事業や国の美国漁港臨港道路整備事業なども計画されており、来年度からの着工をめざして関係機関への運動を行っています。

美国町小泊地区で「美国漁港海岸環境整備事業」(北海道小樽土木現業所所管)が進められています。

この事業は、道が国の補助を得て実施するもので、地元町の建設工事費の負担はありません。

昨年度までに突堤など外かく施設の整備がおおよそ完成していましたが、今年度は海浜用地の護岸工事が来年2月まで行われる予定です。

◆完成イメージ図



平成19年度 健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成19年度決算における「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を公表します。

健全化判断比率

(単位：％)

指標名	実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	連結実質赤字比率
積丹町	—	6.6	149.8	32.54
早期健全化基準	15.00	25.0	350.0	20.00
財政再生基準	20.00	35.0	— (注1)	40.00 (注2)

* (注1) 将来負担比率には財政再生基準はありません。
* (注2) 連結実質赤字比率については、3年間の経過措置基準が設けられています。(平成20～21年度：40％、平成22年度：35％、平成23年度以降：30％)

■実質赤字比率は、一般会計の赤字が、町税や普通交付税の財源の規模である標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。平成19年度は、約1億2千万円の黒字決算(実質収支)のため、「—」で表示しています。

■実質公債費比率は、借入金の返済額や借入金に準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を見るものです。平成19年度は、非常に低い水準にありますが、これは平成15年度において起債の繰上償還を図ったことが要因として挙げられます。

■将来負担比率は、一般会計の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等のうち、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを見るものです。平成19年度は、特別会計において赤字が発生しているため、比較的高い水準にあると言えます。

■連結実質赤字比率は、全ての会計の黒字や赤字を合算し、積丹町全体での赤字の程度が標準財政規模に対してどのくらいの比率になっているかを見るものです。平成19年度は、7つある特別会計うち、国民健康保険事業勘定(健康保険の運営)で約1億1千万円、国民健康保険事業直診勘定(診療所の運営)で約6億2千万円の赤字となったことなどから、全体で約5億8千万円の連結赤字となりました。このため、財政再生基準は下回りましたが、早期健全化基準を上回っています。

■公営企業の経営状況に関する資金不足比率

資金不足比率

(単位：％)

会計名称	積丹町	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
産業交流雇用対策推進事業特別会計	—	20.0

■資金不足比率は、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を見るものです。積丹町は3会計が対象となりますが平成19年度は一般会計からの繰り入れなどにより資金不足額は発生していないため、「—」で表示しています。

監査委員公表

監査公表第1号

地方自治法第199条第4項、第5項の規定により行った、平成19年度に係る監査の結果を同条第9項の規定により公表する。
平成20年9月16日

積丹町監査委員 佐々木 登

積丹町監査委員 本間 浩司

第1 監査の概要

1 監査の種類
地方自治法第199条第4項、

第5項の規定に基づく監査

2 監査対象課等及び監査実施期間と試査の範囲

(1) 監査実施期間

監査は平成20年4月から9月までの間で実施した。

(2) 試査の範囲

平成19年度の徴収事務。(税外の滞納繰越金額及び件数。特に1件10万円以上のもの。)

(3) 監査実施課、実施件数及び金額。(下段表参照)

3 監査の主眼

監査は、平成19年度に係る財務に関する事務の執行について

正確性、合規性の視点から次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 徴収事務(税外)に係る徴収督促処理の適正性について

4 監査の実施方法

監査実施課、実施件数及び金額

対象科目 対象課等	監査実施件数 税外科目(件)	10万円以上のもの (件/円)		金額(円)
		件	金額	
住民福祉課	児童福祉費負担金	11	7 4,131,670	4,361,870
	へき地保育所負担金	3	1 163,380	219,180
	計	14	8 4,295,050	4,581,050
建設課	住宅使用料	26	21 15,299,256	15,499,266
教育委員会	学校給食費負担金	18	6 1,544,400	1,866,092
合計		58	43 21,138,706	21,946,408

この監査の実施に当たっては、一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠し、関係法令に基づき適正かつ効率的に予算の執行がなされているかどうかを主眼を置き、関係諸規則、各訓令及び証拠書類との照合、閲覧並びに関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要
監査の結果、監査実施件数58件について、概ね財務に関する事務の執行が適正に執行されていると認められた。